

(指定役務の提供)

- 20 改正令附則第4条第7項《指定役務の提供》に規定する「指定役務の提供」とは、冠婚葬祭のための施設の提供その他の便宜の提供等に係る役務の提供をいい、資産の購入を前提にその購入対価を積み立てることとしているものは、これに含まれないことに留意する。